

平成26年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会議事録

1 日 時：平成26年7月25日（金）

15時00分～16時30分

2 場 所：千葉市土気あすみが丘プラザ3階 会議室1

3 出席者：（委員）立本会長、寺嶋委員、畑中委員、三澤委員、羽染委員、
杉田委員

（事務局）神崎資源循環部長、大塚産業廃棄物指導課長、
木村係長、關主事、佐藤主事、岡本技師、林技師

（申請者）株式会社タケエイ 徳山取締役他6名

4 議題

（1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
（諮問）

（2）その他

5 議事概要

（1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
（諮問）

事業概要の説明を行い、審議は継続となった。

（3）その他

特になし。

6 会議経過

【司会（木村産業廃棄物指導課処理係長）】 定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を開催させていただきます。

なお、先ほどは炎天下の中、現地視察にご参加いただきまして、大変ありがとうございました。

私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物指導課処理係長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着席して進めさせていただきます。

では、開会に当たりまして、資源循環部長の神崎よりご挨拶申し上げます。

【神崎資源循環部長】 資源循環部長の神崎でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより、本市の廃棄物行政に多大なるご尽力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

また、本日は、ご多忙にもかかわらず、当審議会にご出席をいただくとともに、このような暑い中、今日の審議対象となります最終処分場の現地調査を実施していただきまして、本当にありがとうございました。

当審議会におきましては、廃棄物処理施設の設置についてご審議をいただいておりますけれども、もともとなります廃棄物処理法、これは制定されて約四十数年たつわけでございます。その間、法律のほうもかなり細かい規定がされる一方で、廃棄物処理施設の整備についてもさまざまな配慮がされ、また、ごみについても相当な配慮がされるような形で進められてきております。

しかしながら、一般論といたしまして、やはり地域住民の方々から、廃棄物処理施設ということで、廃棄物を扱うという意味でイメージ的にどうなのかと懸念の声を上げる方も中にはいらっしゃると思います。一方で、我が国では産業廃棄物だけをとってみても、1年間で3億8,000万トン排出されているということで、適正処理あるいは継続的に処理をしていくということで、ますます廃棄物処理施設の位置づけというのは重要になってきていると、私は感じております。

本日は、ご案内のとおり、株式会社タケエイの最終処分場の変更許可申請に係る事案でございまして、第Ⅳ期の拡大事業についてご審議をいただくことになっております。委員の皆様方におかれましては、本案件につきまして、生活環境対策ということできちとした対策がされているかどうかも含めまして、それぞれご専門の立場からご議論、そしてご審議をいただきたく、よろしくお願いいたします。

あわせて、千葉市の廃棄物行政の発展のため、それぞれのお立場からご助言をいただくなど、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 本日の会議につきましては、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第5条第2項に、審議会は半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないと規定がありますが、本日は6名中6名全員の委員の出席をいただいておりますので、当会議は成立しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、本日は、平成26年度初めての審議会であり、私ども事務局職員もかわっておりますので、まず、委員の皆様を、私よりお手元の名簿順にご紹介させていただきますので、恐縮でございますが、その場でご起立をお願いいたし

ます。

千葉大学名誉教授の立本英機委員でいらっしゃいます。

【立本会長】 立本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会会長の寺嶋均委員でいらっしゃいます。

【寺嶋委員】 寺嶋です。

【司会】 千葉大学教育学部教授の畑中恒夫委員でいらっしゃいます。

【畑中委員】 畑中です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉大学教育学部教授の三澤正委員でいらっしゃいます。

【三澤委員】 三澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、一般財団法人日本環境衛生センター環境科学部長の羽染久委員でいらっしゃいます。

【羽染委員】 羽染です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉商科大学商経学部教授の杉田文委員でいらっしゃいます。

【杉田委員】 杉田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 続いて、事務局の職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました資源循環部長の神崎でございます。

【神崎資源循環部長】 よろしくお願いいたします。

【司会】 産業廃棄物指導課長の犬塚です。

【犬塚産業廃棄物指導課長】 犬塚でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく産業廃棄物指導課の關主事です。

【關産業廃棄物指導課主事】 關です。よろしくお願いします。

【司会】 同じく佐藤主事です。

【佐藤産業廃棄物指導課主事】 佐藤と申します。よろしくお願いします。

【司会】 同じく岡本技師です。

【岡本産業廃棄物指導課技師】 岡本と申します。よろしくお願いします。

【司会】 あと、ただいまこちらにはいませんが、今、傍聴人の受付の関係で外で待機しております同じく産業廃棄物指導課の林技師、以上の事務局員でやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の会議次第、審議会委員名簿、資料1の審査案件の概要、資料2の審議会設置条例、最後に、申請者が用意した資料として、

配付資料、２０１４年７月２５日と書いたものに説明資料、環境報告書、会社案内、３つがセットになったもの、以上の５部でございます。不足はございませんでしょうか。

なお、審議会につきましては、千葉市情報公開条例第２５条の規定で、原則公開とされておりますので、本会議も公開といたします。また、議事録についても、公開いたしますのでご了承いただきたいと思います。

続きまして、当審議会の会長であります立本会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

【立本会長】 本日は、大変暑い中を現場を視察していただきまして、ありがとうございます。現場を見させていただいたところ、うまくいっているように、私は感じました。それぞれの専門の先生から見ると、いろんな問題点もあるのかもわかりませんが、そういったことも含めまして、これから審議をさせていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議の議長は、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第５条第１項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を立本会長、よろしくお願いいたします。

【立本会長】 それでは、ただいまより議事を進めたいと思います。議事の１つ目は、産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に関する意見についてでございます。諮問がございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

【大塚産業廃棄物指導課長】 それでは、説明させていただきます。この産業廃棄物最終処分場は、株式会社タケエイが設置する最終処分場（安定型）の変更許可申請に関するものでございます。事業者より申請書が提出されましたので、廃棄物処理法第１５条第４項の規定に基づき、まず告示、縦覧を行いました。本件の許可に当たりましては、廃棄物処理法第１５条の２第３項の規定により、生活環境の保全に関する事項について、専門的知識を有する者の意見を聞かなければならないとされておりますので、今回、審議会にお諮りするものでございます。

それでは、ここで千葉市長より本審議会に対しまして本件の諮問をさせていただきたいと思っております。神崎資源循環部長より諮問書を立本会長にお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【神崎資源循環部長】 千葉市廃棄物処理施設設置等審議会会長様。市長名での諮問になります。株式会社タケエイの産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について諮問。このことについて、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第２条第１項の規定

に基づき諮問いたします。どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【司会】 諮問書の写しを各委員の皆様にご配させていただきます。

【立本会長】 諮問書は行き渡りましたでしょうか。大丈夫ですね。それでは、この諮問に基づきまして、これから審議をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、概要だとか経過だとか、そういったことについて事務局のほうからご説明を願えますか。

【大塚産業廃棄物指導課長】 それでは、審査案件の概要についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。なお、委員の皆様には、既に申請書の写しを資料として送付させていただいておりますので、ここでは簡単にご説明させていただきます。では、資料1に基づいてご説明させていただきます。

申請者は、株式会社タケエイ、設置場所は千葉県緑区大木戸町1097番10他43筆でございます。

次に、拡大部分の処分場の概要でございますが、埋立区域面積が1万7,717平方メートル、埋立廃棄物量が16万4,800立方メートル、埋立覆土量が6万1,600立方メートル、埋立量は合計で22万6,400立方メートルでございます。

埋め立てる産業廃棄物は、そちらに記載の安定五品目と呼ばれるもので、埋立方式はサンドイッチ工法、水質監視設備は浸透水採取設備が2カ所、観測井が新設1カ所を含め8カ所設置いたします。

構造につきましては、一番下書いてありますオのとおりでございます。

裏のページをお願いいたします。続きまして、変更許可申請に至る経緯についてご説明いたします。まず、平成10年3月から6月にかけて、株式会社タケエイの大木戸第2処分場新規施設に係る事前協議を行い、同年8月に新規設置許可をしております。その後、平成15年9月から平成16年3月にかけて第Ⅱ期拡大に係る事前協議を行い、同年7月に変更許可をしております。続きまして、平成20年6月から平成21年10月にかけて第Ⅲ期拡大に係る事前協議を行い、平成22年7月に変更許可をしております。

今回の申請は、色が塗ってある部分でございますが、第Ⅳ期拡大にかかわる変更許可申請でございます。平成25年11月から本年5月にかけて事前協議を行いまして、本年5月23日に変更許可申請を受理いたしました。

申請受理後、平成26年5月30日から平成26年6月30日の1カ月間、変更許可申請書の告示、縦覧を行い、本日の審議会にお諮りする運びとなったものでございます。

なお、変更許可申請書の縦覧とあわせて、利害関係人を有する者から意見を求めましたが、

申請書の縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

また、関係地域といたしまして、市原市が含まれますので、市原市に意見紹介したところ、土砂等の粉じんへ配慮すること、地下水、騒音、振動が周辺環境に影響を及ぼさないことなどの意見が出ております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【立本会長】 ありがとうございます。ただいま事務局のほうからご説明がございましたけれども、これにつきまして、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

【寺嶋委員】 この資料1の1枚目表のほうで、ここに施設の規模が数値で入っておりますよね。裏をめくっていただきまして、一番下のほうに、平成26年5月30日ですか、変更許可申請書の告示・縦覧、ここの面積やら容量と、先の表のほうのと数値的な整合はどういう関係にあるんでしょうか。

【大塚産業廃棄物指導課長】 こちらに入っておりますのは、全体の面積と容量、1、2、3、4期を合わせた面積と容量でございます。

【寺嶋委員】 では、裏側のは今回の分ということですね。

【大塚産業廃棄物指導課長】 はい。

【寺嶋委員】 わかりました。

【立本会長】 そのほか。本日、現場を見ていただいたので、現場を見ていただいたそのときの感想等も含めて何かございましたらお願いしたいと思います。あるいは、この書類の中で聞きしたいこと等もあわせていかがでございましょうか。

では、事業計画を説明していただけますか。

【大塚産業廃棄物指導課長】 事業計画につきましては、申請者が出席しておりますので、申請者より説明させてよろしいでしょうか。

【立本会長】 はい。

【大塚産業廃棄物指導課長】 では、お願いいたします。

【申請者（徳山氏）】 株式会社タケエイの徳山と申します。本日は、大変お忙しい中、また、炎天下の中、現地の視察をしていただきまして、ありがとうございます。タケエイは、創業から約45年たつんですが、建設廃棄物を中心に運営してきた会社でございます。

また、今日、見ていただいた大木戸処分場は、1987年から運営を開始いたしまして、一部は閉鎖を終えて、パークゴルフ場の跡地利用をさせていただいている場所でございます。今回、IV期目ということで、先ほど現地でご説明したとおり、地権者の方から土地を提供してい

ただきまして、今回、この運びとなりましたが、具体的な説明をこれから、今回かかわってまいりました都市土木研究所の社長より詳しい説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【申請者（清水氏）】 それでは、説明をさせていただきたいと思います。着席してお話することをご容赦、お願いします。

配付してあるパワーポイントの資料、先ほど徳山のほうから説明は済んでいるので、3ページ目の大木戸第2処分場Ⅳ期設置変更許可申請（拡大）というところから説明を始めさせていただきます。お手元の資料とスライドに沿って、計画地の事業概要、生活環境影響調査の大分類を軸に説明を進めていきます。

計画地の概要ですが、先ほど課長のほうから、経年の許可条件等に対して説明がございましたので、割愛させていただきます。

まず、計画地の位置ですが、千葉市緑区大木戸町に位置しまして、緑の森工業団地の東部に隣接しています。千葉県内には、弊社の運営する成田最終処分場と四街道リサイクルセンターがあり、図示のような位置関係となっています。ここが成田の最終処分場、こちらが四街道のリサイクルセンター、今回の申請地はこちらというような位置関係でございます。

また、周辺居住者の同意関係ですが、大野町会にて、平成26年4月9日に事業説明会を実施し、ご理解とご賛同を頂戴しました。平成26年4月20日に環境保全協定の締結を行っています。

計画地周辺の土地利用状況ですが、航空写真に示します赤線の部分が当該計画地で、先ほど見ていただいた部分であります。北部と西部に緑の森工業団地、これは千葉駅から来るときに中を通ってきたところなんです、そこの中の東側という形になっています。計画地の東部は、大地を開墾した農地が広がり、南部は山林が広がる大地となっています。こちらのほうも先ほど現地のほうで説明がありましたので、そのとおりということでございます。

続きまして、計画地周辺居住者との位置関係ですが、図面のような位置関係となっています。一番外側の輪郭部が処分場より300メートル以内ということで、こちらが関係住民ということになっていますが、こちらと環境保全協定を締結しています。地形図のほうに土地利用形態別に着色した図面を示してありますので、ご参照いただければ幸いです。

続きまして、搬入経路ですが、千葉駅から来るときに通ってきました千葉外房有料道路大木戸インターから幅員20メートルの市道大木戸町土気線を通りまして、幅員9メートルの大木戸町23号線から幅員6メートルの大木戸町28号線を通過し、当該施設に搬入する計画で

ございます。これは千葉駅から来るときに通ってきた道という形でイメージしていただければ幸いです。

続きまして、事業概要の説明をいたします。施設の種類は、産業廃棄物安定型最終処分場でございます。処理対象となる廃棄物は、安定五品目ということで先ほど説明がありますので、この辺も割愛させていただきます。

続きまして、埋立作業に使用する重機なのですが、現地でごらんになったパケット容量で0.8立方メートルのバックホウ及び17トンのコンパクタを使用して埋め立てます。廃棄物搬入車両は主に10トンダンプを使用し、1日当たり平均15台の搬入を計画しています。

続きまして、施設の維持管理計画ですが、施設の維持管理計画は、日常管理、定期管理、安全管理、記録管理、これらの4項目を主軸に、お手元にお配りしてあります申請書の控え、インデックス4にございます施設の維持管理計画書を遵守し管理していくという形をとってございます。

おのおの管理計画ですが、同様のインデックス4に記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

また、環境保全対策ですが、廃棄物の飛散・流出の防止、公共水域及び地下水の汚染の防止、火災発生の防止等を主軸に、インデックス5に災害防止計画書を添付してございます。

続きまして、埋め立ての計画ですが、設置許可取得後に掘削工事に着手し、掘削工事完了後、千葉市長の施設の使用前検査合格後、廃棄物の埋立搬入を開始いたします。廃棄物埋立開始をステップ2といたしまして、進入路の切り替え工事を行います。このステップ2というのは、後ほど説明いたします。切り替えをする理由は、埋立容量の確保と埋立作業の効率化と現場作業の安全対策のためでございます。

進入路切り替え後は、ステップ3としまして、廃棄物と中間覆土を5層に埋め立てをし、最終覆土まで埋め立てを計画をしています。

掘削着工時から埋め立ての施工ステップは、お手元の資料6の3段目から7ページの2段目に示すような計画となっています。

埋め立ての方法は、廃棄物厚さが2メートル、中間覆土厚さが0.5メートルのサンドイッチ工法で最終覆土が1.5メートルという形でございます。

これがステップ2の搬入路切り替え時という形になっています。

これが着工時ということで、掘削が完了した段階の状態です。

これが途中まで埋め立てて進入路を切り替えるという計画でございます。

その後、現況に合わせた形で最終的な計画高まで埋め立てを行います。最終的な埋め立て高さは現況の高さ、平均83メートルあるので、そこまでの埋め立てということでございます。続きまして、埋め立て終了後の跡地利用ですが、埋め立て終了後、各法令の許可条件を遵守し跡地利用計画を行います。主な他法令といたしまして、森林法の林地開発と農地法の農地転用が許可対象となっています。図面に示します黄緑色の部分と黄色部分が森林法による森林の復元箇所、赤ハッチ部分が農地転用箇所です。農地転用箇所は、掘削工事時に表土を保全し、埋め立て終了後、保全した表土を最終覆土とし、耕作が可能な状態に復元する計画でございます。

ご参考までに、着工前から掘削時、埋め立て中の断面図は次のようなイメージとなりますので、ご参照いただければ幸いです。

これが今、5層に埋め立ててくるようなイメージでだんだん上がってくる。廃棄物は2メートル、中間覆土は0.5メートル、最終覆土が1.5メートルという形で現況にすり合わせるような形でございます。

続きまして、排水について説明します。保水については、事務所のトイレはくみ取り式、飲料水はペットボトルを使用するため、生活雑排水の発生はございません。安定型につき、当然プラントもございませんので、処理水等の発生はありません。

雨水排水については、処分場内の降雨については全面浸透、区域外の降雨については、降雨流域から排水施設の規模と妥当性を検証し、既存の千葉市管理のU型側溝に接続する計画でございます。これらの施設については、森林法の審査対象であり、設計許可を取得しています。

ルートとしまして、ここに横引きのU字溝を設けて、ここに千葉市管理の側溝が入っているんですが、こちらにつなぐという計画でございます。この水色の部分はⅢ期に対しての調整池です。Ⅳ期は掘り込み式なので、調整池等の計画はございません。

排水の下流なんですが、緑の森工業団地から村田川に接続し、その後、東京湾に放流という形でございます。

続きまして、生活環境影響調査について、中外テクノスの岩倉より説明を行います。

【申請者（岩倉氏）】 着席して説明させていただきます。生活環境調査の内容についてご説明いたします。

本調査における各調査項目の選定及び不選定とした理由についてご説明いたします。今ごらんのこの表で、オレンジ色の着色の箇所が環境省の指針による安定型最終処分場の標準調査項目

になります。このうち、黒のマル印で示す埋立作業時の大気質、粉じん、騒音、振動及び最終処分場の存在時の地下水について、調査項目として選定し、調査いたしました。

選定しなかった項目の理由について、次にご説明いたします。廃棄物運搬車両の走行に伴う大気環境への影響についてですが、運搬車両台数そのものは現状と変わらず日最大で15台であり、1時間換算しますと、大型車2台程度になります。走行経路である千葉外房有料道路の大型車の走行台数は、平成22年度道路交通センサスによりますと、12時間当たり596台であります。大型車台数に対する廃棄物運搬車両の割合は2.5%となります。そのため、運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響は小さく、また、現状ルートと同じであります。新たな影響が生じることはありません。このため、廃棄物運搬車両の走行時の影響については、調査項目として選定しておりません。

次に、施設からの浸透水の流出に伴う水環境、水質への影響についてですが、本施設は安定型処分場であり、また、浸出水を放流する構造にはしておりません。

なお、処分場内の雨水排水については、調整池で貯留した後、雨水溝に放流するため、浮遊物質量に影響を与える濁水はほとんど発生しません。これらのことから、水環境の水質への影響は小さく、調査項目の選定をしておりません。

なお、処分場内の浸透水は、事業計画地の上流、下流側に観測井戸を設置し、地下水の監視を行います。また、既存の処分場において、地下水の水質、埋立廃棄物の接触水の水質を監視しておりますが、これまでに異状は発生しておりません。

続きまして、選定しました調査項目について、大気質から順を追って説明いたします。

埋立作業に伴い、大気質への影響が想定される粉じんについてですが、廃棄物処理場ということで飛散するおそれのある粉じんは、粒径が大きく落下しやすい土壌等であるため、降下ばいじんとして調査を行いました。調査は計画地の最寄り民家の2地点、図で言いますと、計画地の西側の民家と計画地の南側に接する地点、こちらが2点目です。あと、バックグラウンドの調査地点として大木戸工業団地内にあります公園の中に1点設けまして調査を行いました。調査は、夏季と冬季の2季に行いまして、調査結果は、夏季、冬季ともにNo.1地点が最も高く、1カ月1キロ平米当たり、夏季では3.9トン、冬季では11.2トンとなっております。

次に、この表が計画地最寄り民家付近における将来の降下ばいじん量の予測結果になります。埋立作業により発生する粉じん、降下ばいじんの原単位については、道路建設での盛土工事を類似の事例として捉え、その原単位として提示される値を使用しまして、これに本施設に

おける季節別の稼働日数を乗じて算出いたしました。

その結果、埋立作業による影響濃度にバックグラウンド濃度を加えた将来予測濃度は、1カ月1キロ平米当たり4.90トンから4.98トンとなります。これは目標を下回っており、事業の実施による影響は小さいと考えます。

次に、騒音の影響についてご説明いたします。

調査地点は、計画地の西側及び南側最寄り民家付近の2地点で行いました。こちらに示させていただいています写真は、No.1の騒音の調査風景になります。調査は、既存施設の稼働時間と非稼働時間を含む24時間行いました。調査の結果は、表に示すとおりです。等価騒音レベルは、No.1では、昼間39デシベル、夜間33デシベル、No.2では、昼間42デシベル、夜間38デシベルであり、2地点ともに環境基準を満足しています。

計画地内で稼働するバックホウ、コンパクタ、ダンプトラックは、将来も現在と同じ機械が稼働します。騒音の予測は、機械の実測値をもとに距離減衰式を用いて、敷地境界2地点と最寄り民家付近2地点の予測値を算出いたしました。こちらの表に示す予測値は、遮音壁が2メートルの条件ということでの予測結果になります。L₅の予測結果では、No.1の敷地境界において56デシベル、No.2、南側ですが、こちらの敷地境界では59デシベルとなり、目標値55デシベルを超過いたしました。

こちらがL_{Aeq}の等価騒音レベル線図になります。西側民家、No.1では47デシベル、南側民家、No.2では53デシベルとなります。

次に、こちらがL₅の等騒音レベル線図になります。No.1及びNo.2では、55デシベルラインの内側で56デシベル、59デシベルとなります。

予測値が目標値を超過したため、追加の保全対策を行うことにいたしました。保全対策の内容は、敷地の周囲に設置しております高さ2メートルの条件から、鋼板を、西側においては3メートルにしまして、南側においては3.5メートルの高さに変更いたしました。

この表が対策後の予測結果になります。騒音レベルL₅は、No.1の西側敷地境界では52デシベル、No.2の南側敷地境界では55デシベルとなり、目標値を下回ります。また、等価騒音レベルも、対策前より騒音レベルが下がり、周辺への影響がより小さくなります。これにより、事業の実施による騒音の影響は小さいものと考えます。

次に、埋設作業に伴う振動の影響についてご説明いたします。

騒音調査と同じ地点で、同時に振動調査を行いました。こちらの写真は、No.2の調査風景になります。

振動調査の結果は、表に示すとおりで、No.1 では、昼間26デシベル、夜間25デシベル、No.2 では、昼間32デシベル、夜間26デシベルであり、第1種区域の規制基準を下回っています。こちらが振動の予測結果になります。予測は、騒音と同様に、実測した機械の振動レベルを用いて、距離減衰式により予測地点の振動レベルを予測いたしました。振動の予測結果は、No.1 敷地境界付近が44デシベル、No.2 敷地境界付近で45デシベルとなります。振動について、千葉市環境保全条例で定める規制基準を目標値といたしました。予測値は目標値を下回っており、一般的な域値も下回ることで、事業の実施による影響は小さいと考えました。こちらが振動の等振動レベル線図になります。No.1 では、敷地境界44デシベル、民家付近で36デシベル、No.2 では、敷地境界で45デシベル、民家付近で45デシベルとなります。

【申請者（新田氏）】 続きまして、地下水についてご説明いたします。

事業計画地周辺の地下水につきましては、ボーリング調査、地下水位の測定、流向・流速の測定などにより、帯水層や流動形態を把握しております。地下水の分布高さにつきましては、地質調査ボーリング時の水位測定、観測井戸を設置しての自記水位計による水位観測を行っております。また、観測井戸における流向・流速測定を実施しております。

事業計画敷地内に設置しました観測井戸の位置をこちらに示してございます。観測井戸を8カ所、AからHの位置に設置しています。こちらで水位測定並びに流向、流速試験を実施しております。

まず、地下水の帯水層区分についてですけれども、このシートの下側のほうに地質の概略断面図をお示ししてございますけれども、黄色の部分が洪積層の砂質土、水色の部分が軟透水性のシルト層になっております。第1帯水層は、標高で50メートルから55メートルのレベルに水面が配置して、緩やかに北西側に水位が低くなっております。その下の標高20メートルないし30メートル前後のところに厚さ6メートルから9メートル程度の固結シルト層が分布しておりまして、砂層を上下に分割しております。これによりまして、帯水層も第1帯水層と第2帯水層に分かれております。

観測井の地下水深さから第1帯水層の地下水の等高線図を作成いたしました。また、あわせて流向、流速試験の結果から、計画区域周辺の地下水流動方向を推定いたしました。これらをあわせて示しましたものがこちらの図になります。地下水等高線から読み取れますように、大局的には、地下水は南東側から北西方向に流動していることが推定されます。流向測定の結果ですけれども、矢印で示してございますけれども、若干場所によって流下方向の違いがありますが、局所的な透水性の違いですとか、地形によることと推定しており

ます。大局的な地下水の等高線の流れとは矛盾なく整合していると考えております。

○さらに、広域的な地下水分布を推定するために、周辺の沢地形部ですとか、ため池等の流水地点の標高を調べております。流向・流速測定結果の北西方向ないしは西方向への地下水の流動方向ですけれども、こういった大局的な広域的な地下水流動方向とも整合した結果と考えております。

続きまして、地下水位を連続して観測した結果で、地下水の変動幅が季節変動ですとか気象の影響による変動幅が非常に小さく、数十センチ以内であることを確認しております。

○こちらは洪積層の砂層の透水性が高いために、流動しやすく、水位が低くなりやすいためと考えております。

今回の処分場拡大計画箇所の掘削底面深さですけれども、第1帯水層の地下水面よりも上側にとどまっております。前のスライドの断面図でおわかりいただけると思いますけれども、この掘削によりまして、飽和部の流動を遮断すること、あるいは掘削によって、直接地下水位を低下させるような影響はありません。また、これまでのⅠ期からⅢ期の工事実績から見ましても、処分場拡大掘削による地下水への影響は、非常に少ないと考えております。

それから、観測井の設置場所については、大局的な地下水の流下方向がおおむね北西側であることを考慮して、既設処分場の北西側に観測井F、Gを設置しているほか、今回新たに観測井Hを設置しまして、周辺地区の地下水のモニタリングはこれらでカバーできると考えております。これらの観測井によりまして、地下水への影響を監視しながら事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

【申請者（清水氏）】 以上になります。ありがとうございました。ご審議のほどよろしくお願いします。

【立本会長】 ありがとうございました。ただいま事業計画を説明をしていただきましたけれども、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

【寺嶋委員】 まず、埋立処分場への搬入物ですか、埋め立てするものの内訳と性状を知りたいんですが。これの何ページにありますかね。例えば焼却灰。

【申請者（清水氏）】 そういったものは入りません。

【申請者（徳山氏）】 安定型処分場安定五品目になりまして、先ほど見ていただいたとおり、がれき類、ガラスくず、廃プラスチックを中心に埋めております。あと、ゴムくずと金属くずが品目にございますが、中間処理後の荷物でして、ゴムくず、金属くずは非常に少ないという状況になっています。

【寺嶋委員】 物質回収施設からの残渣が主体なんですか。

【申請者（徳山氏）】 建築時に発生する廃棄物を、一旦、自社の中間処理工場に入れまして、そこで分別した後の残渣でございます。

【羽染委員】 先生の今の質問と同じなんですが、1の別紙1というのがありますよね、そこに、第Ⅰ期から第Ⅳ期までの埋立物の取り扱い廃棄物の立米とトン数が書いてあるんですが、これが第Ⅳ期の赤でくくってあるところがこういう組成で入るというふうに理解してよろしいわけですか。

【申請者（清水氏）】 さようでございます。

【羽染委員】 ここでちょっと疑問に思ったのは、第Ⅰ期が廃プラスチック類が非常に多いんですが、第Ⅱ期以降がほぼ同じぐらいの組成かなということで、がれき類とガラスくずと廃プラスチックが多いという推移になっているんですが、この第Ⅰ期が、廃プラがすごい多いというのは何か理由があるんでしょうか。

【申請者（徳山氏）】 やはり弊社は、中間処理工場でのリサイクルを進めておりまして、廃プラスチックのリサイクルということで、燃料系にもっていけるプラスチック類は、今まで埋め立てに回っていたものがリサイクルに回っているということがございます。その辺のことで数量が以前よりも少なくなっております。

【羽染委員】 特に、第Ⅰ期は中間処理していないとか、そういうことはないんですか。

【申請者（徳山氏）】 プラスチック類でリサイクルに回さずにそのまま破碎して埋め立てるということは、昔行っていたんですが、その後、RPFというような燃料系に持っていける品物を選別するようになって、廃プラスチックの埋め立てを減らしたということでございます。

【羽染委員】 なるほど。

【畑中委員】 それについてちょっと伺いたいんですが、これは予定量と書いてあるんですけど、実績量なんですか、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期は。

【申請者（徳山氏）】 予定です。

【畑中委員】 実績はどうだったんでしょうか。

【申請者（徳山氏）】 今までの実績をもとにつくっておりますので、100%このとおりにはなりません、ほぼ。

【畑中委員】 まず第Ⅰ期そのものは何の予定もなくというか、ある程度予想でつくったんですね。第Ⅰ期ですね。

【申請者（徳山氏）】 ここの第Ⅰ期の前にも、成田のほうに処分場を有しておりまして、そ

のときのデータをもとにつくったものです。

【畑中委員】 実績はそれに伴っていると見ていいわけですね。

【申請者（徳山氏）】 はい。

【畑中委員】 そうすると、今回の第Ⅳ期は、かなりプラスチックはふえていますよね。今までのⅡ期、Ⅲ期に比べて、Ⅳ期はまた廃プラがわーっとふえてますので。一番多い量になっていますね、量的には。

【申請者（徳山氏）】 一つは扱い量の問題もございます。当初、千葉県内は四街道の中間処理からこちらへ搬入されるんですが、それに伴って県外の、自社の川崎リサイクルセンターと、グループ会社の東京都にあるリサイクル・ピアというところの比率の割合をふやしていただきまして、その影響が出ているかと思います。

【畑中委員】 あと、プラスチックというと、ある程度時間がたてば風化する可能性があるわけですね。Ⅰ期は一番多くそれが入っていたんですけど、今はもうⅠ期は終わっていて、現状の安定状態は大丈夫でしょうか。

【申請者（清水氏）】 Ⅰ期はご指摘のとおり実績がなかったもので計画だったのですが、Ⅱ期、Ⅲ期、これにつきましては実績がございまして、がれき類が20%、ガラス類が40%、廃プラ類が30%、金属類は7%、ゴム類は3%と、この数字を把握していますので、Ⅳ期の申請はこの数字をもとに埋立容量に対してパーセントを掛けたので、Ⅲ期よりもⅣ期のほうが埋立容量がトータルで大きいので、数値的に見かけが大きくなっているというような形でございます。比率自体は変わってないです。

【畑中委員】 比率といっても、これは廃プラが一番量が多いですけども。Ⅱ期、Ⅲ期に比べると、割合的には。

【寺嶋委員】 この埋立事業を行うに当たって土地の、民・民の間の問題かとは思いますが、権利関係をどういうふうに設定して行うのか、これは参考までにお聞きしたいんですけど、どういうやり方なんですかね。

【申請者（清水氏）】 弊社で、買い上げてほしいと言われたところは買い上げています。あとは、農地等は一時転用という形のところもございまして、農地は私たち買えませんので賃貸という形でございます。あと、林地開発に係る部分も、終わった後は森林に戻すということなので、やっぱりその部分も賃貸と。今は、賃貸の部分は賃料を地主さんに払っているような形です。借地しています。

【寺嶋委員】 借地している形ですか、実態。

【申請者（清水氏）】 はい。

【寺嶋委員】 埋め立てが終わった後、今、安定五品目ということで、余り後は心配ないんじゃないかということかもしれませんが、何らかのリスクは残るかもしれない。そういうものに対して、埋め立てが終わり、処分場の廃止届けを出さないと、完全に責任が切れないわけですね。廃止届けを出した後であってもそういう残存するリスクなり何なりというものとか、そういうものまで含めての何か問題が起こることの想定というのは考えられているんですかね。

【申請者（清水氏）】 その辺は、借地の部分については、賃貸契約書に事業主、弊社と地主さんの連名で連帯保証をとるような形で約束事を交わしたものを、千葉市のほうに提出してございます。だから、埋め立て終了後、閉鎖後、その後の担保としまして、印鑑証明つきの文書ですけど、連名で責任を持ちますというものを提出してございます。ですから、終わった後に、「知らないよ」ということは法律的にできない。それは貸すほうの地主さんにもそういう責任がありますよということで、了承をもらって押印してもらっていますので、ないとは思いますが、万が一あった場合は、会社としての社会的な責任と立場もございまして、それは誠意をもって対応していきますので、今この場では、ご安心くださいとしか申し上げられませんけど。

【寺嶋委員】 なるほどね。

【立本会長】 今の質問に関連してでございます。最近、ところどころで土砂災害というのが報道されていますけど、もしここが、埋め立てている場所は高台ですね、千葉市としては高いところですね。そういうところで表土が運悪く流れ出るというような場合、そういう傾斜のところだとか、そういうようなことの可能性は非常に少ないと考えていいんですかね。起こり得る可能性もありますかね。

【申請者（清水氏）】 その件については絶対ということはありませんので、申し上げられないんですが、ご心配されているのり面については、安定計算を行いまして、その安定計算が普通の国の基準で決められている計算方法ではなくて、ダムの堤体として考えて、背面に水が満水になった状態で崩れるか崩れないかというチェックまで行っております。さらに、自助努力としまして、後ろにセンサーという構造物なんですけど、摩擦で斜面そのものが滑らないような対策を施してございます。千葉はそんなに被害はなかったんですが、記憶に新しい東日本大震災のときの影響等、定点についてはずっとモニタリングをしまして動態観測を行っています。成田の処分場と、もう閉鎖しました第1処分場、それと今、運営中の第2処分場、堤

体の動態観測を行っていましたが、震災前と震災後で動態は認められなかったという形で、二重、三重のチェックも行っておりますので、逆に、弊社の運営している処分場が、地震なり大雨等で崩れた場合は、多分、千葉市全体がもっとひどいことになるような状態ではないかというふうに想定されるので安心ですという、そういう説明にしかならないんですけど、過剰なぐらいの対策は施していますので。

【立本会長】 よろしく願いいたします。

【申請者（清水氏）】 とんでもございません。

【立本会長】 そのほか。どうぞ。

【羽染委員】 先ほど現場を見せていただいて、第Ⅲ期も大分上に上がってきて、第Ⅳ期も同じように、底のほうで作業をしている分にはいいと思うんですが、だんだん上がってくると、市原市長の指摘にもありましたように、やはり騒音と粉じんが非常に気になってくるんですね、上に上がってくると。それで、資料の2の4ページのところに、真ん中辺なんですけど、「自然災害対策として埋立作業エリアに、必要に応じて飛散防止ネットを設置します。」という記載があるんですけど、粉じん対策の一つの手段として上げられていると思うんですけども、この辺、今日は見受けられなかったですが、どのようにやるお考えなのか。

それから、例えば散水車、散水のタンクがありましたので散水とか、即日覆土を、そんなに大量にすると埋め立てる量が減ってしまいますので、薄くでもやってほしいなという思いはあるんですけど、その辺の飛じん対策というのをどのようにお考えになっているのか、また、今はどういう考えでやられているのか、特に強風のときとか、そういうときに対してお考えがあればご説明いただけますか。

【申請者（清水氏）】 今、飛散防止ということで、とりあえず弊社の埋め立ての基準というのは自社基準がございまして、風力が5メートルを超える場合は散水をする、これは間違いなく散水と。これは5メートルにこだわらず、埋め立て中というのは、当然、粉じんが発生しますので散水しながら行っています。風速が20メートルを超えている場合は、搬入を中止しています。風速の20メートルというのは、皆さんにわかりやすい説明をしますと、アクアラインが通行止めになる風速です。この場合は、埋め立てを中止すると。当然、無風のときも散水しながらやっていく。その風速については、一番風の強い、Ⅲ期の堰堤の一番上部のところに、風速計と吹き流しを設けて、作業中、作業している人間が吹き流しを見ながら、今、5メートル程度だとかというのが直視でわかるように教育して現地のほうは対応しています。

【羽染委員】 何かその散水の基準みたいなものはあるんですか。

【申請者（清水氏）】 散水の基準というのは、風速どうではなくて、どのくらいまくとかということ。

【羽染委員】 というか、どのくらい乾いたらまくとかですね。

【申請者（徳山氏）】 今現在は、ダンプするときに、必ずダンプしている最中ずっとまいているんです。先ほど見ていただいたように、かなり上に上がってきていますので、今は、全て水をまきながらダンプしています。

【羽染委員】 では、毎日散水をしていると。

【申請者（徳山氏）】 運んでくる乗務員さんも、ほぼ固定ですので、初めて来る人というのがおりませんので、そういった意味で、その辺も非常に気をつけながら、ダンプの最中の騒音も気をつけながら、散水もしながらということで、一応基準は、先ほど言いましたように、風速5メートル以上でまくという基準にはなっているんですが、実際は全て散水をしながらダンパーもしています。

【羽染委員】 底のほうの作業のときは、飛んでものり面にぶつかるかなと思うんですけど、だんだん上に上がってくると、その塀を超えて飛んでくる可能性もありますし、騒音も同じですけれども、上に上がってきた場合の作業について、特に注意していただきたいなというふうに思います。

【申請者（徳山氏）】 はい。それと、先ほど現地でご説明したように、全て自社の中間処理をしたものが入ってきますので、そういったことで、毎日のやりとりの中で、ちょっと風速が強いときはすぐ連絡し合ってとめられるというのが自社・自社でやっている強みでございます。

【立本会長】 どうぞ。

【三澤委員】 粉じんに関してなんですけど、見させてもらった感じでは、廃棄物はそれほど飛ばない感じ、触ってないからよくわからないんですが、それよりもむしろ土ですよね。これだと中間覆土だとか、そういうときの風による飛散というのが、現場でおっしゃっていましたが、周辺の畑がひどいよという話がありましたけど、それと同じで、中間覆土がちょっと心配だと思うんです。例えば環境基準との対応なんかで言うと、浮遊粉じん量が日平均値で年間98%値がある値を超える、そうすると、環境基準未達成になるわけで、その心配はないと思うんですけれども、かつてのこの辺の現状からすると。ただし、2日間にわたってある値を超えるとというのがありますね。だから、春先なんかの非常に風が強いときに、中間覆土みたいなものがぶわっと舞い上がって、この界限に観測点、あそこのそばにはないと思うんですけれども、観測していれば、そういう格好で環境基準が満たされないと。そういう極めて単発的なと

いうんですか、そういう粉じんの影響というのがちょっと心配されるんですけども、今の説明だと、廃棄物の飛散に関しては非常によくお考えだと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

【申請者（清水氏）】 埋め立てということで廃棄物でくくりにしていますけれど、同じ考えで捉えています。中間覆土も埋め立てるものの一部なので、中間覆土と最終覆土をやる時に散水をしないというわけではございません。結局、散水しなくて周りに迷惑がかかると、まず苦情が来るのは私どものほうなんで、それは極力避けたいですから、言い方として廃棄物を埋め立てるという感覚で捉えていたんですけど、中間覆土も、埋立工事を行う中の一連の工事として捉えていますので、極力粉じん等、周りに迷惑がかからないようには作業に努めます。

【申請者（徳山氏）】 実績としましては、畑の表土は結構風で舞ったりするんですが、中間覆土に使っている層は、それほど舞わない土なんです。その辺で畑の土が舞っていても、中間覆土で舞っているところは、今まで見たことがない現状でございます。

【杉田委員】 地下水に関して幾つかお伺いしたいんですけども、地下水位は、通常季節変化があると思うんですけども、夏場というのは大抵低いときではないかと思うんですが、冬場等の地下水位というのは確認されているんでしょうか。

【申請者（清水氏）】 はい、観測してございます。夏季と冬季ということで、2季を観測しまして、夏と冬の差というのが大きな変動が認められなかった、10センチぐらいの変動はあったんですけど。正直に話しますと、1回だけ1メートルぐらい変動があったときがございました。これは、はかった3日前に大雨が降って、その影響ではないかというふうに捉えているので、それ以外は、全部地下水位というのは安定していますので、夏、冬通して、オープンが平成16年なので、それからずっと地下水位というのは、測れるときは測っています。

【杉田委員】 それは月に、連続して測っていらっしゃる。

【申請者（清水氏）】 今は、ポンプが設置されてしまっている場所があるので、ポンプがついているところは測れないんですが、ポンプのないところについては、地下水位を測っています。あと、近隣の民家は、現地で水道は入っていますということで説明をしたんですが、実際、井戸が残ってしまして、その井戸で一度水位のほうもはらせていただきました。そのときに、水位の高さというのは、周りの処分場内に設置してある井戸との差というのは認められなかったと。その水位を全部まとめたもので先ほどのコンターを想定して書いていますので。

【杉田委員】 そうですか。ここに7月と8月のグラフだったものですから。あと、水質も測られているというふうに書いてあるんですが、水質の検査結果というのはどこかに。

【申請者（清水氏）】 水質の検査結果ですが、法律で22品目、千葉市の条例で33品目指定されていて、法律で指定されている部分につきましては、ホームページで検査結果を公開してございます。33品目については、いつでも誰でも縦覧ができるような形で事務所のほうに添付してございます。

【杉田委員】 それはどの井戸の。

【申請者（清水氏）】 全ての井戸です。

【杉田委員】 全ての井戸ですか。

【申請者（清水氏）】 はい、8カ所ございますが、既存は7カ所なので、7カ所の井戸について、全て観測してございます。

【杉田委員】 そうすると、下流方向にあるものはGとAの井戸ぐらいな感じですか。あとは上流ですよ、地下水位の流向から行くと。

【申請者（清水氏）】 ここが一番最下流という形で考えていますので、上流は多分この辺だろうと。大局的なコンターというのがこういう形で北西方向に流れている。もともとの地形というのは、現地でも説明させていただいたんですが、谷戸地形だったので、Ⅰ期のときはここが上流部、下流部という形で捉えていました。Ⅱ期の拡大のときに補足でこちらのほうの井戸の設置と、あと中間の井戸と。Ⅲ期のときに、実はここに井戸を設置して、今ここには載っていないんですけど、第2帯水層まで掘ってある深井戸も1本掘ってあります。そちらのほうのモニタリングも継続して行っていますので、今回はここが拡大区域になります、ここに新たに設置というふうに考えています。

【杉田委員】 もう一つだけ質問させていただきたいんですけど、水質に関して、もしかしたら地下水は横に流れないで、3次元に、高台ですから3次元に下へ向けて流れている可能性もあるんですけど、周辺では、例えば湧き水ですとか、そういうところの水質というのははかられているんですか。

【申請者（清水氏）】 この周りのですか。

【杉田委員】 ええ。

【申請者（清水氏）】 このちょっと離れたところまではかってないんですが、近傍の民家があるところについては、地主さんのほうから、水質ははかってほしいということで、それは飲適基準、ご存じのように51品目ございますが、51品目にプラスして濁度とCODとBOD足して54品目まで調査して、それを地主さんのほうに、あなたのところで掘った井戸の水質は今、こういう状況ですという形で公開してございます。現在まで、変動も見られてないんで。質問

の内容に答えられたということによろしいでしょうか。

【杉田委員】 ありがとうございます。

【立本会長】 そのほかございますか。どうぞ。

【寺嶋委員】 関連していいですか。先ほどの断面図で見ますと、地下水位の面と処分場の底盤との、一番底の部分で、1メートル50センチメートル既存の土壌は残す形で、そういう層を設けて、これで水脈と遮断する形になっているわけですね。これは今までのⅠ期、Ⅱ期なりにいろんな実績なり何なりから、1.5メートルという土の層をこの地域で設ければ、大体、雨が降って、浸透しても水質汚染とかそういうことは起こさないという、そういう面での判断といいでしょうか、そういうものでこの埋め立ての計画を決めたわけですか。

【申請者（清水氏）】 閉鎖になっていますけど、第1処分場から始まりまして、今回の第2処分場、これがⅣ期目、それとあと成田でⅠ期目の処分場、今、Ⅱ期目の処分場、これは同じような掘り込み形式で今まで運営してきました、それらの実績で大体この程度とてれば、地下水の盤ぶくれみたいな流水等もなかったということで、あくまでこれは想定なので、当然、掘っていつて水が出れば、それ以上は掘れませんので、施工もやめます。だから、この水位が今、妥当かどうかというのはボーリングの調査と地下水位の結果から決めているだけですので、例えば掘ってみたら、ここで水が出てきたということであれば、その先は掘れませんのでやりません。今の想定というのは、あくまで実績と安全ラインにとって1.5メートルなので、例えば1.5メートルがフィルター層になって汚染防止になるとか、施工中の盤ぶくれになるとかいうことを考慮した数字で決めています。考え方としてはそういう考えで、今まで実績でなかったと。あと、ご指摘があった汚染ということなんですが、入れているものが、基本的に安定五品目なので、フィルター層はたとえなくても地下水を汚染するようなことはない。

弊社のほうは自社の中間処理施設の廃棄物にこだわるというのは、一つ、品質の問題がございまして、他社で中間処理したものを引き受けると、その引き受けたものに対しての責任が出てきて、処理工程に対して責任が持てない。ですから、埋めるものの廃棄物の性状と品質、ごみなんですけどやっぱり品質ってございますので、それを安定させるために自社の中間処理工場からのものにこだわるというのが弊社のやり方でございます。よろしいでしょうか。

【畑中委員】 いろいろと数カ所気になったところがあったんですけど、まずは地下水ですけど、ここに3月の地下水の表が載っていますよね、今年3月測定したというのが、水質検査表というのが。3の前、このところで、六価クロムの値が2カ所でとったときに、片一方は0.001以下で、片一方が0.005以下というふうになっているんですけど、普通、測定できなかつ

たときなんか、何々以下となるんですけど、両方同じでないと、機械が違っているとか、測定法が違っているのかというようなことになっちゃうのかなと思ったんで。

【申請者（清水氏）】 すみません、先生のおっしゃっているのは、どこの部分ですか。

【畑中委員】 これの1、2、3とありますね。

【申請者（清水氏）】 インデックスの3。

【畑中委員】 インデックスの3の前ですね、直前のページに水質検査表というのがついてるんですけど。その8番目の六価クロムというところの値が、2カ所、表がついていないんでわからないんですけど、片一方は0.005以下で、片一方は0.001以下、数値が違っているのは、普通は同じでは……。その機械で測定できなかったという表現でするのか、それとも0.005以下というのは0.004あったのか、その辺が微妙なんですけど、普通は、何々以下は測定できないとかいう形で同じになるのが普通だと思ったんですけど。

【申請者（小林氏）】 分析のほうを担当しております環境保全の小林と申します。ホームページのほうで公表している数字は、両方とも0.005以下となっております。恐らくこの書類のほうの記載ミスだったかと思うんです。申しわけありません。

【畑中委員】 それから、アスベスト類は、インデックスの2の2枚目のところに受け入れ廃棄物の中に中間処理後の廃棄物のみを搬入する、ただし、被飛散性石綿は除くと書いてあるんですけど、石綿は中間処理をしていないで入れるという形でいいわけですか。

【申請者（徳山氏）】 はい、そうです。二重梱包をして、そのまま埋め立てを行っています。

【畑中委員】 これはどこか場所で、信用できるところで。

【申請者（徳山氏）】 現場で二重梱包をしたものだけを受けまして、それをそのまま埋め立てを行って、先ほど現地でご説明しましたように、位置を確定して記録を残してという。

【畑中委員】 処理は必要ないという形ですね。

【立本会長】 そのほかに何かありますか。

【申請者（清水氏）】 石綿はこういう形のランニングボックスに入れて。

【畑中委員】 だから、実際、中身はわからないわけですね。多分、展開検査をしていませんので。だから、ある意味では信用して入れるしかないと思ったので、どうなんだろうと思ったんです。

【立本会長】 そのほか。

【三澤委員】 一つお伺いしたいんですけども、今回の申請書に関して縦覧では何の意見も出なかったということなんですけれども、この事業が、ここでI期から始まっておよそ15年な

んですが、その間、近隣の人から生活環境項目に関して騒音だとか、何か申し入れがあったとか、そういう事例はなかったんですか。あれば教えてもらいたい。

【申請者（徳山氏）】 ございませぬ。ですから、地権者の方から、またここを、もしあれだったらやれよと、逆に土地を提供していただいたということですか。

【申請者（清水氏）】 大雪が降ったときに、雪かきやってくれませんかというのがありましたけど。

【立本会長】 そのほか。もしないようですと、あるいは時間がまだ短いので、全て網羅できなかった面もあるかと思いますが、もう一回、委員会を開かせていただきますかね、10月ごろ。それはどのようにしたらいいでしょうか。問題があれば、もう一回開く、もしないようですと、私と事務局と副委員長さんぐらいでまとめるとか何か方法があるかなと思ったりしますけれども、どういたしますか。事務局、どういうふうにしますか、事務局の予定は。

【大塚産業廃棄物指導課長】 また後日、質問とご意見等がある場合につきましては、事務局のほうを通して申請者とご回答させていただきます。もし何もなかった場合については、委員長さんと事務局のほうで調整して、2回目は開催しないということもできます。ですから、一応、この場では2回目を開催するというので、ご意見等がございましたら、お願いします。

【立本会長】 わかりました。では、今、事務局の話でおわかりかと思いますが、後ほど、今日の状況あるいは申請書等を見直してもらって、何か問題点等がございましたら、事務局のほうにお知らせを願うということで、それで、事務局と我々で、ごく小さな問題ですと、処理できるような問題であるならば、その旨を整理して、委員の方にお知らせし、次回は開かない。もし、非常に多く問題があるようなときは、次回、開かせていただくということでよろしゅうございますか。ではそうさせていただきます。

【司会】 それでは、今、議長のお話にあったように、もし意見がありました場合、その意見を書いていただく書式を、これから配付させていただきます。回答につきましては、8月8日の金曜日までにメールもしくは今お配りしたファクスで提出をお願いしたいと思います。また、電子ファイルにつきましては、会議終了後、後日メールで送付させていただきます。そういった形でお願いしたいと思います。

【立本会長】 それでは、今、意見用紙、書く用紙がお手元に配付されたように思います。これに何かご意見等があれば書いていただいてファクスなりで事務局のほうにお知らせ願えればと思います。

(2) その他

【立本会長】 そのほか何か皆さんのほうでお聞きしたいこと、ございますか。もしなければ、事務局にお返しいたしますけど、よろしゅうございますか。

では、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

【司会】 それでは、委員の皆様、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を終了させていただきます。なお、本日の会議の議事録は公開する予定ですので、後日、議事録（案）を送付させていただきます、委員の皆様の確認をお願いいたします。

また、次回の審議会、先ほど議長のお話にもありましたように、もし開催するとすれば、10月上旬を予定しております。次回、開催するとすれば、千葉市中央コミュニティセンター、いつもと同じ場所での開催を予定しております。ご都合について、メール等でお伺いさせていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。